低入札価格調査基準価格・最低制限価格の端数処理について

工事請負及び工事に係る委託業務における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格<税抜>の端数処理の方法について、<u>令和5年5月1日以降に実施する入札から、</u>次のとおり改正します。

- 1 工事(業務)価格<税抜>が1,000万円以上の場合、10万円未満を切り上げた価格とする。
- 2 工事(業務)価格<税抜>が1,000万円未満の場合、1万円未満を切り上げた価格とする。

算出例

工事(業務)価格 <税抜> 予定価格の入札書比較価格	低入札価格調査基準価格 及び 最低制限価格の算出額 A	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格<税抜> (Aを端数処理)	
		改正前	改正後
		(1円未満切り捨て)	(10万円未満切り上げ)
10, 0700, 00	8, 744, 500	8, 744, 500	8, 800, 000
		(1円未満切り捨て)	(1万円未満切り上げ)
9, 820, 000	8, 485, 200	8, 485, 200	8, 490, 000

注) 別途、消費税を加算